

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上及びステークホルダーに対する経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけております。そして、コーポレート・ガバナンスを適切に機能させ、公正性と透明性の高い事業活動を行うことで、社会的責任を果たすことができると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

該当事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社はジャスダック市場上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トウ メイホイ	3,340,918	14.64
DADU(HONG KONG)CO.,LIMITED DIRECTOR DENG MINGHUI	2,851,600	12.50
有限会社進栄商興	1,741,000	7.63
KEEN COUNTRY LIMITED	1,098,200	4.81
COSMO LADY (CHINA) HD LTD	1,010,100	4.42
SATURDAY CO LTD	1,010,100	4.42
株式会社I system	428,900	1.88
黄 俊利	340,500	1.49
JP MORGAN CHASE BANK 380173	280,600	1.23
SAMURAI ASSET FINANCE株式会社	274,900	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

- ・上記「大株主の状況」は2021年1月31日現在のものです。
- ・上記のほか当社所有の自己株式58,200株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	1月
-----	----

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
下村 昇治	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下村 昇治			税理士として専門的な知識・経験等を有していることから社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、当社とは利害関係のない見地から適切な指導を頂けると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役会は4名で構成され、常勤監査役1名に、非常勤監査役3名であります。監査役全員は監査役会で定められた監査方針、監査計画に基づき、取締役会への出席を通じ、取締役等から業務執行の報告を受け、職務執行の適正や効率性の監査を行っております。内部監査室が行った監査の報告を受けるほか、会計監査人とは四半期ごとに会計監査の報告を受け、適宜意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高際 定弘	その他													
根本 佳明	その他													
呂 絹	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高際 定弘			金融・不動産に精通しており豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、経営の監視や適切な助言をいただくことが期待できると判断したため、社外監査役として選任しております。
根本 佳明			プラスチック再生原料等に関する高度な専門知識を有していることから、適切な助言をいただくことが期待できると判断したため、社外監査役として選任しております。
呂 絹			日中両国のビジネスに豊富な経験及び高度な知識を有していることから、適切な助言をいただくことが期待できると判断したため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

1名

その他独立役員に関する事項

独立役員の社外取締役下村昇治氏は、長年にわたり税理士として税務や企業経営に関わっておられます。当社においては、豊富な社会常識、経営知識、専門知識をもって取締役会に参加し、取締役会及び取締役の意思決定、業務執行に十分な監視機能を果たすと共に、監査役、会計監査人、内部監査室との連携により監査体制の充実に担ってまいります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブは報酬及び賞与で十分であると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年1月期における取締役の年間報酬総額33,400千円です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

1. 当社は取締役4名のうち1名が社外取締役であり、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。現在は社外取締役および社外監査役の職務を補助すべき専任のスタッフは配置しておりませんが、協議の上必要に応じて配置することといたしております。

2. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び違法又は不正な行為等を発見した場合の他、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役会に報告する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会は、3名の取締役と4名の監査役で構成され、年に8回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより経営の意思決定と業務執行の監督を行っております。

監査役会は、1名の常勤監査役と3名の社外監査役とで構成されており、取締役の業務執行が適正かつ効率的に行われる監査体制を構築しております。また、監査状況の報告や経営課題の検討及び経営情報を共有する監査役会議を適時開催し、コーポレートガバナンス体制の充実に図るとともに、内部統制システムの整備・運用状況の確認に取り組んでおります。

コンプライアンス担当は、内部通報制度、個人情報保護等の社内制度の制定及び体制整備により、法令遵守を徹底し、監査役会や内部監査室と連携の上、ガバナンス体制の充実に取り組んでおります。

内部監査室は監査計画に基づき各部署を監査し、法令及び社内諸規程の遵守について指導しております。

個人情報保護法については社内規程等の制定及び組織体制を整えて周知徹底し、法令遵守の意識の浸透に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では健全で透明性が高く経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えております。

効率的な経営・執行体制を構築するとともに、株主様の権利を尊重し、平等かつ公平を旨とし、信頼性向上を図るようコーポレートガバナンス体制を確立するべく検討した結果、現状のコーポレートガバナンス体制となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算の為、総会の集中日にはなりにくい状況ですが、総会日を設定する段階で集中日が判明している場合は、開催日を考慮するよう心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	当社社長室内に担当部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は企業理念・ミッションに下記のとおり明示しております。</p> <p>【企業理念】</p> <p>前向きで柔軟な発想を持ち、事業活動を通じて、人々の豊かな暮らしと地球環境の保全に貢献する。</p> <p>【ミッション】</p> <ul style="list-style-type: none">・お客様には良質な価値あるサービスを・株主様には適正な利益還元を・お取引先様には公正なパートナーシップを・社員には最適な環境と公平な評価を <p>提供することにより、社会に貢献し成長していきます。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は内部統制システムを整備・運用していくことが経営の重要事項であると考え、会社法第362条および会社法施行規則第100条の規定に従い、効率的で適法かつ適正な業務の執行体制を整備しております。

当社は内部統制システムに関して、以下の基本方針に基づき整備を進めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、すべての役員及び使用人が、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるよう、倫理規程を定め、それを企業活動の中で具体化していくための企業行動規範を策定することにより、内部統制システムを運用します。

コンプライアンスマニュアルを策定し、コンプライアンスに関する社内研修を適宜実施するとともに、管理部が各部門からの相談・報告を受け、対応策を講じ、報告事項に重大な法令違反行為などが含まれる場合には、コンプライアンス委員会を開催して審議を行い、その内容が代表取締役に報告されます。

リスク管理委員会ではリスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などを行うとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理及び保存を行っております。また、社内規程については、適宜見直しを行い、関係法令をはじめとする社会的な要求事項に対応できるよう規程の整備につとめております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるリスク管理につきましては、市場リスク管理規程を定めてリスク管理体制を整備しております。さらに、リスク管理委員会においてリスクの把握・分析を行い、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめており、必要に応じ取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告することとしております。

なお、不測の事態が発生した場合には、社長及び取締役会に報告し早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行をはかっております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、内部監査を担当する内部監査室を設置しております。なお、内部監査室は社長直轄の組織ではありますが、監査結果について適宜監査役に報告を行っており、さらに監査役は必要に応じて監査に関する指示ができるなど、監査役の監査業務を補助します。また、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査役がそれを指定できるものとしております。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、内部監査室に所属する前号の使用人の人事異動・人事考課など人事に係る事項の決定につきましては、監査役の事前の承認を得るものとします。また、監査役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査室をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに、必要な会議に出席できるものとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では、社内規程により、取締役、内部監査室等の使用人などから報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告します。また、同規程により、取締役から、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合などには、監査役会は必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講ずることを定めます。

さらに、常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席することにより、監査を行ううえで必要な情報を収集します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の社内規程において、監査役会を定期的開催し、監査に関する重要事項を検討することを義務付けております。また、監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題などにつき相互認識を深めます。さらに、監査役が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的に行うための体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令その他の社会的規範を遵守し、社会的秩序や市民生活および企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人、団体などの反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。

特に経営に携わる者は、このような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとります。暴力団等が商品クレーム等様々なきっかけを作って関わってきたり、脅しをかけて不法な金銭的利益を得ようとする行為に対しては、「恐れない」、「金を出さない」、「利用しない」を原則として社員一人一人を孤立させず、組織的に対応していきます。また、必要により警察や法律専門家等の支援を得てまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

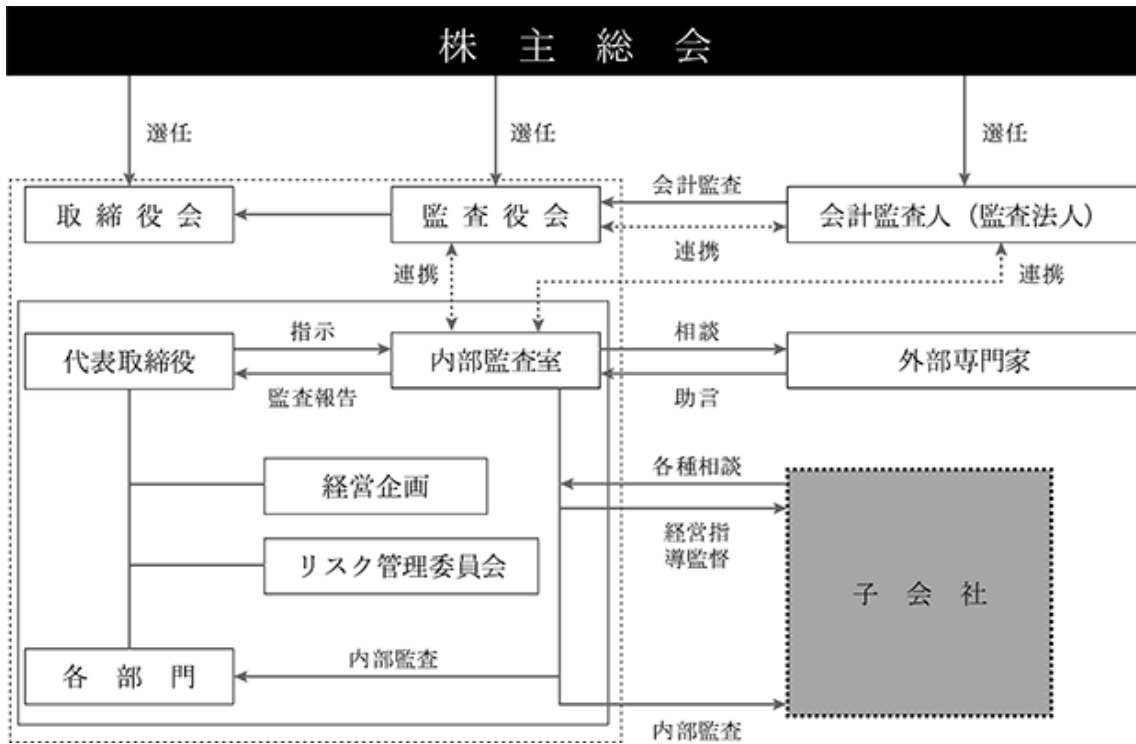
買収防衛策の導入の有無

なし

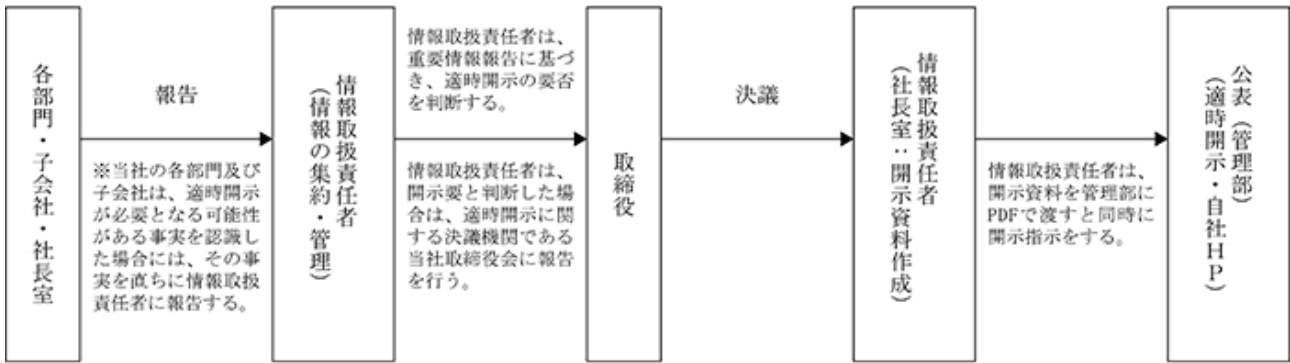
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

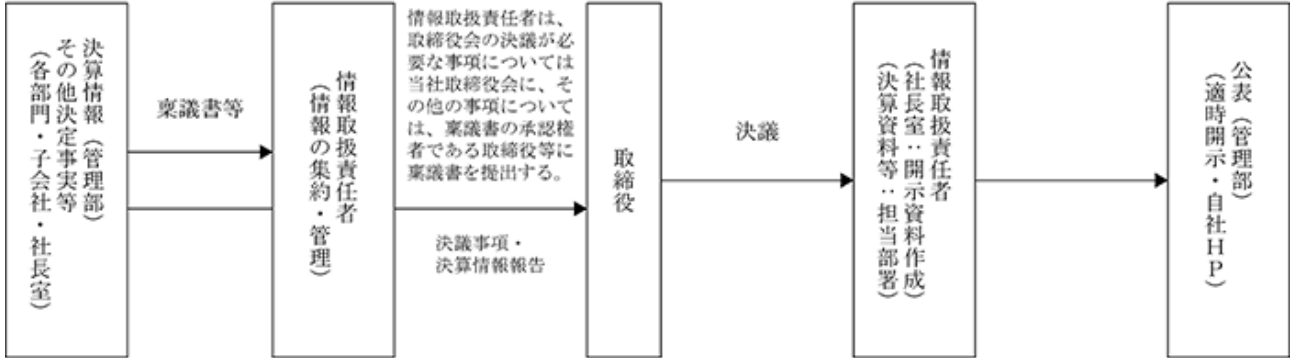
当社は、ディスクロジャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環と位置付けております。株主、投資家等が、的確な投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価していただくことを目的として適時に、迅速、正確な会社情報の開示を行える社内体制の整備につとめております。会社情報の適切な開示の管理責任者として、取締役を「情報開示責任者」に任命し、担当部署は社長室と管理部としております。



<当社グループに係る発生事実に関する情報>



<当社グループに係る決定事実・決算に関する情報>



※ 稟議は、当社社長及び担当役員2名が承認した時点で、成立する。